

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

書面開催日：令和4年2月9日（水）

栃木市生活環境部保険年金課

## 1 議 事

(1) 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)について 資料1

資料2

(2) 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料3

## 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）について（概要）

## 【歳入】

1 款 国民健康保険税は、被保険者数の減少により、約2億円の減額を見込んでおります。  
（被保険者数 R3 36,089人 → R4 35,374人（715人減））

5 款 県支出金は、診療報酬等審査支払経費の増による普通交付金の増により、約300万円の増額となっております。

7 款 繰入金につきましては、備考欄の1行目と2行目の保険基盤安定繰入金が主になりますが、被保険者数の減少により、約7千万円の減額になるものと見込んでおります。

一番下の合計欄で、令和4年度の予算（案）につきましては、歳入歳出ともに予算総額178億4,199万9千円であり、対前年度比2億9,009万4千円の減、率にして98.4%でありまして、ほぼ前年度と同規模の予算となっております。

## 【歳出】

2 款 保険給付費は、約300万円の増額となっております。備考欄5行目の診療報酬等審査経費は、単価の増額のため、約700万円の増額と見込んでおり、また、6行目の一般被保険者高額療養費支払経費は、医療費の伸びにより、増額となると見込んでおります。また、1行目の一般被保険者診療報酬支払経費は、被保険者数の減少により、約1,000万円の減額となると見込んでおりますが、全体的には増額になると見込んでおります。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、前年度と比較しますと、約3億円の減額となっております。事業費納付金は、資料2の資料を作成しておりますが、令和4年度の事業費納付金の確定係数は、当初予算内示に間に合わなく、当初予算案の数値は、仮係数の数値を基に要求したものであり、当初予算案と確定係数とは数値が異なっております。

5 款 保健事業費につきましては、前年度とほぼ同規模の予算額を確保しております。

参考としまして、保険財政調整基金残高は、令和3年度末見込みで、約26億9,200万円であります。

## （その他）

令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）につきましては、例年どおり、3月議会で審議をいただくこととなっておりますが、今後の予算書の校正作業などにより、係数変動する場合がありますので、その点も、ご了承いただきたくお願いいたします。

令和4年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)

○歳入

(単位:千円)

款	令和4年度 当初予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考			令和2年度 決算額 (参考)
				(歳入科目の主なもの)	令和4年度	令和3年度	
1. 国民健康保険税	3,607,474	3,830,341	△ 222,867	一般被保険者医療給付費分(現年分) 一般被保険者後期高齢者支援金分(現年分) 一般被保険者介護納付金分(現年分)	2,329,011 739,445 250,224	2,460,857 781,274 268,203	4,021,988
2. 一部負担金	4	4	0	一部負担金	4	4	1,045
3. 使用料及び手数料	2,401	2,401	0	保険税督促手数料	2,400	2,400	2,394
4. 国庫支出金	1	1	0	災害臨時特例補助金	1	1	16,801
5. 県支出金	12,950,577	12,946,322	4,255	普通交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 栃木県版保険者努力支援分 特定健診等負担金分	12,710,064 52,177 12,813 140,000 35,522	12,705,063 54,000 11,938 140,000 35,320	12,411,863
6. 財産収入	1	1	0	保険財政調整基金利子	1	1	388
7. 繰入金	1,262,069	1,333,556	△ 71,487	保険基金安定繰入金(保険税軽減分) 保険基金安定繰入金(保険者支援分) 出産育児一時金繰入金 人件費繰入金 事務費繰入金 地方単独事業保険給付費繰入金 未就学児均等割保険税繰入金 保険財政調整基金繰入金	634,976 339,661 32,200 127,102 88,024 27,405 12,700	701,009 354,565 33,600 127,041 87,637 29,703 0	1,339,228
		補正 23,894 計 1,357,450					

8. 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	1	1	432,816
		補正 533,691					
		計 533,692					
9. 諸収入	19,470	19,465	5	一般被保険者延滞金	11,002	11,002	84,379
		補正 42,232		一般被保険者第三者納付金	6,000	6,000	
		計 61,697		一般被保険者返納金	2,401	2,401	
10. 市債	1	1	0	財政安定化基金借入金	1	1	0
合計	17,841,999	18,132,093	△ 290,094				

○歳出

(単位:千円)

款	令和4年度 当初予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考 (歳出科目の主なもの)	令和4年度		令和3年度		(参考) 令和2年度 決算額
					令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	
1. 総務費	219,322	218,848	474	職員人件費(15人) 梶市町村総合事務組合負担金(退職手当) 国民健康保険事務費 会計年度任用職員人件費(保険年金課) 会計年度任用職員人件費(健康増進課) 国保団体連合会負担金 国民健康保険税賦課事務費 会計年度任用職員人件費(収税課) 国民健康保険税徴収事務費 国保運営協議会運営費	113,975	114,062	10,100	10,100	198,527
		補正 △ 7,400 計 211,448			19,854	19,902	7,978	7,978	
					2,303	2,232	2,672	2,672	
					6,487	6,590	4,040	4,040	
					937	937	19,902	19,902	
2. 保険給付費	12,778,739	12,775,720	3,019	一般被保険者診療報酬支払経費 退職被保険者等診療報酬支払経費 一般被保険者療養費支払経費 退職被保険者等療養費支払経費 診療報酬等審査経費 一般被保険者高額療養費支払経費 退職被保険者等高額療養費支払経費 出産育児一時金支払経費 葬祭費支払経費 傷病手当金支払経費	10,875,242	10,886,020	100	100	11,983,708
					88,506	88,024	88,024	88,024	
					1	10	1	10	
					42,139	34,845	42,139	34,845	
					1,701,773	1,693,712	1,701,773	1,693,712	
					1	50	1	50	
					48,300	50,400	48,300	50,400	
					16,350	16,350	16,350	16,350	
					4,000	3,881	4,000	3,881	
3. 国民健康保険事業費納付金	4,659,310	4,952,865	△ 293,555	一般被保険者医療給付費分 一般被保険者後期高齢者支援金等分 介護納付金分	3,203,678	3,460,148	3,203,678	3,460,148	4,979,098
		補正△ 175,885 計 4,776,980			1,094,286	1,107,923	1,094,286	1,107,923	
					361,344	384,792	361,344	384,792	

4. 財政安定化基金拠出金	1	1	0	財政安定化基金拠出金	1	1	0
5. 保健事業費	136,692	136,724	△ 32	特定健康診査事業費 特定保健指導事業費 人間ドック健診事業費 医療費通知事業費 国保歯周疾患検診事業費 後発医薬品利用差額通知事業費 データーヘルス事業費 会計年度任用職員人件費(保険医療課) 糖尿病性腎症重症化予防事業費	88,923	88,918	82,691
		補正 計 286 137,010			5,995	4,491	
		補正 計 533,692 533,693			22,711	22,711	
					5,406	5,406	
					1,096	1,096	
					487	514	
					6,765	7,025	
					2,120	2,074	
					2,734	4,056	
6. 積立金	1	1	0	保険財政調整基金積立金	1	1	402,936
		補正 計 17,932 17,932					
7. 公債費	2	2	0	一時借入金利子	1	1	0
8. 諸支出名	17,932	17,932	0	一般被保険者過誤納還付金 返還金 一般被保険者過誤納還付加算金	16,900	16,900	130,249
		補正 計 218,244 236,176			1	1	
					500	500	
9. 予備費	30,000	30,000	0		30,000	30,000	0
合計	17,841,999	18,132,093	△ 290,094				

## 令和4年度国民健康保険特別会計予算の特徴

### 【歳入】

国民健康保険税	被保険者の減少等により、約2億円の減額。 ・被保険者数 R3 36,089人 → R4 35,374人 (715人減)
県支出金	診療報酬等審査支払経費の増による普通交付金の増により、約300万円の増額。
繰入金	被保険者の減少による保険基盤安定繰入金の減少等により、約7千万円の減額。

### 【歳出】

保険給付費	診療報酬等審査経費の単価増等により、約300万円の増額。 (参考) 1人当たりの給付額 (一般被保険者診療報酬) R3 293,655円 (前年度比105.7%)、R4 307,436円 (104.7%)
国民健康保険事業費納付金	予算額では前年度と比較して約3億円の減額。

### 【参考】

保険財政調整基金残高 (令和3年度末見込み)	約26億9,200万円
------------------------	-------------



## 令和4年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

## 1 国保事業費納付金

## (1) 国保事業費納付金総額

令和4年度の国保事業費納付金総額は、4,425,103千円であり、前年度に比べ291,611千円の減(93.82%)となっている。

## 国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,261,085	3,016,359	△ 244,726	92.50%
後期高齢者支援金分	1,094,285	1,043,762	△ 50,523	95.38%
介護納付金分	361,344	364,982	3,638	101.01%
合 計	4,716,714	4,425,103	△ 291,611	93.82%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

## (2) 被保険者一人当たりの負担額

令和4年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は127,410円であり、前年度に比べ1,567円の減(98.79%)となっている。

## 被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	89,173	86,849	△ 2,324	97.39%
後期高齢者支援金分	29,923	30,052	129	100.43%
介護納付金分	33,732	34,416	684	102.03%
全 体	128,977	127,410	△ 1,567	98.79%

(被保険者数)  
2021年度(R3年度)  
36,570人  
(介護分のみ10,712人)  
  
2022年度(R4年度)  
34,731人  
(介護分のみ10,605人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

## 【考察】

平成30年度から国保財政の運営主体が県となり、事業費納付金が開始されたが、県は、令和4年度は国からの補助金額、一人当たりの医療費の推移等を勘案し、また、大幅な増減とならないよう抑制するため、前年度繰越金を活用した算出となっていると説明している。令和元年度は約53億円であり約9億円の差があることから、今後も動向を注視していく必要がある。

## 2. 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。令和4年度からの税率と比較すると、所得割0.96%、均等割3,267円、平等割676円の差となっている。

### (1) 令和4年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.26%	27,973 円	19,749 円
後期高齢者支援金分	2.62%	10,160 円	7,173 円
介護納付金分	2.38%	11,634 円	6,054 円
合計	12.26%	49,767 円	32,976 円

### 【参考】令和3年度 標準保険料率 (市町村算定方式)

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.60%	29,151 円	21,456 円
後期高齢者支援金分	2.65%	10,203 円	7,510 円
介護納付金分	2.17%	11,235 円	6,201 円
合計	12.42%	50,589 円	35,167 円

### (2) 現行税率 (令和4年度～)

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,100 円	18,600 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,200 円	6,200 円
合計	11.3%	46,500 円	32,300 円

### (3) 比較 (1) - (2)

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	0.66%	2,873 円	1,149 円
後期高齢者支援金分	0.02%	△40 円	△327 円
介護納付金分	0.28%	434 円	△146 円
合計	0.96%	3,267 円	676 円

### 【考察】

県が示した標準保険料率について、本市の令和4年度からの現行税率と比較すると合計で、標準保険料率より現行税率が下回る状況となっている。被保険者の減少による税収の減少、一人当たりの医療費の増加、基金の取崩しの増などを踏まえ、2年後(令和5年度)に検証を行う必要がある。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(未就学児の均等割保険税の軽減措置)

1 背景・目的

地方税法及び地方税法施行令の一部改正、並びに国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しにより、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直しによる改正は、前回までの会議で協議しているため省略し、未就学児の均等割保険税の軽減措置について下記のとおりとなる。

2 未就学児の均等割保険税の軽減措置について

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割軽減とする。

3 改正の概要

国民健康保険制度の保険税は、応益割（均等割・平等割）と応能割（所得割）に応じて設定されており、低所得世帯に対しては、応益割の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、国保制度において子どもの均等割保険税を軽減する。

(対象) 国保加入の未就学児 482世帯 595人  
(令和3年度末見込)

(軽減割合) 当該未就学児に係る均等割保険税の5割

【軽減イメージ】 低取得者軽減後、残りの額を更に軽減 所得額

法定軽減措置	7割軽減 24,710円	5割軽減 17,650円	2割軽減 7,060円	35,300円
			28,240円	
均等割額	10,590円	17,650円	14,120円	17,650円
	5,295円	8,825円		

(対象者) (103世帯・129人) (70世帯・80人) (71件・94人) (238世帯・292人)

3 影響額

約800万円の保険税収減

4 財政負担

国：1/2 県：1/4 市：1/4

## 栃木市条例第 号

### 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.2」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「3万2,300円」を「2万5,100円」に改める。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「23,800円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「11,900円」を「9,300円」に改め、同条第3号中「17,850円」を「13,950円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第8条中「100分の2.4」を「100分の2.1」に改める。

第9条の2中「1万2,900円」を「1万1,200円」に改める。

第9条の3中「6,000円」を「6,200円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「58万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」

に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「22,610円」を「17,570円」に改め、同号イ(ア)中「16,660円」を「13,020円」に改め、同号イ(イ)中「8,330円」を「6,510円」に改め、同号イ(ウ)中「12,495円」を「9,765円」に改め、同号オ中「9,030円」を「7,840円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,340円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「16,150円」を「12,550円」に改め、同号イ(ア)中「11,900円」を「9,300円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「4,650円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「6,975円」に改め、同号オ中「6,450円」を「5,600円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,100円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「6,460円」を「5,020円」に改め、同号イ(ア)中「4,760円」を「3,720円」に改め、同号イ(イ)中「2,380円」を「1,860円」に改め、同号イ(ウ)中「3,570円」を「2,790円」に改め、同号オ中「2,580円」を「2,240円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,240円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,765円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,275円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,040円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,530円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,550円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,080円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,100円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第18項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第19項、第20項及び第22項から第29項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4項、

第3条、第5条、第5条の2、第8条、第9条の2、第9条の3、第13条第1項、第23条並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第18項から第20項まで及び第22項から第29項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。





現 行

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、5.8万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、1.6万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万2,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

改 正 案

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万5,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

現 行

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 23,800円

(2) 特定世帯 11,900円

(3) 特定継続世帯 17,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

改 正 案

第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,600円

(2) 特定世帯 9,300円

(3) 特定継続世帯 13,950円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康

現 行

保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について22,610円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,660円

(イ) 特定世帯 8,330円

(ウ) 特定継続世帯 12,495円

ウ・エ 略

改 正 案

保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,570円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円

(イ) 特定世帯 6,510円

(ウ) 特定継続世帯 9,765円

ウ・エ 略

現 行

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ロ) 特定継続世帯 8,925円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,460円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ



改 正 案

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,840円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,340円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円

(イ) 特定世帯 4,650円

(ロ) 特定継続世帯 6,975円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,100円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,020円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分

現 行

それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円

(イ) 特定世帯 2,380円

(ウ) 特定継続世帯 3,570円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2

改 正 案

に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,720円

(イ) 特定世帯 1,860円

(ウ) 特定継続世帯 2,790円

ウ・エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,240円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,240円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,765円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,275円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,530円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,550円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,100円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2

項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

#### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する

## 改 正 案

項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

### 附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定す

現 行

上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

改 正 案

る上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。



## 改 正 案

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所

とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び**第23条**において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び**第23条**において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額

## 改 正 案

得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは

並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約

## 改 正 案

「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得

現

行

適用配当等の額」とする。

改 正 案

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

